

## ○鎌倉市民評価委員会設置要綱

### (趣旨及び設置)

第1条 この要綱は、鎌倉市の行政評価の客観性と透明性を確保し、もって行政評価の結果を活用した効果的かつ効率的な行政運営を推進するために設置する鎌倉市民評価委員会（以下「評価委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

### (所掌事務)

第2条 評価委員会の所掌事務は、行政評価の外部評価に関する事項とする。

### (組織)

第3条 評価委員会は、専門評価委員及び市民評価委員をもって組織する。

- 2 専門評価委員は、鎌倉市行政評価アドバイザー設置要綱により設置された鎌倉市行政評価アドバイザーが務める。
- 3 市民評価委員は、5名以内とし、行政評価に対して理解と意欲を持っている市民のうちから市長が委嘱する。

### (任期)

第4条 専門評価委員の任期は、鎌倉市行政評価アドバイザーの任期と同じとする。

- 2 市民評価委員の任期は、委嘱日から委嘱日が属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

### (会長及び副会長)

第5条 評価委員会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、評価委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議の招集)

第6条 会長は、第2条に規定する所掌事務を行うに当たり、評価委員会の会議（以下「会議」という。）を召集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (報償)

第7条 専門評価委員には、会議の業務に対し、1回当たり鎌倉市行政評価アドバイザー設置要綱第5条に規定する金額を支給する。

- 2 市民評価委員には、会議の業務に対し、1回当たり3,000円を支給する。

(幹事)

第8条 評価委員会に幹事を置くことができる。

2 幹事は、企画課の職員をもって充て、第2条に規定する所掌事務について、委員を補佐する。

(庶務)

第9条 評価委員会に関する庶務は、企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、評価委員会の運営に関して必要な事項は、会長が評価委員会に諮って定める。

付 則

この要綱は、平成17年9月12日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年10月18日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月6日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月3日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。